

朝来市

産後ケア事業

のご案内

出産後は、身体やこころが不安定になることがあります。
出産後のお母さんと赤ちゃん、ご家族等が、安心して子育てできるように、身体と心、育児のサポートが受けられる『産後ケア事業』を実施しています。

対象

朝来市に住民票がある方で、生後1年未満の赤ちゃん和養育者 等
流産・死産を経験して1年未満の方

* 医療行為が必要な方や感染症の疑いがある方などは利用できないことが
あります。

産後ケアサービスの種別・内容

宿泊型

病院や助産所等に宿泊し、心身の休養とサポートを受けることができます。(食事付き)

身体が辛いので、少し休みたいという方におすすめ

通所型

病院や助産所等に日帰りで通い、サポートを受けることができます。(食事付き)

気分転換に外出してケアを受けたい方におすすめ

訪問型

自宅に助産師が訪問し、乳房ケアなどのサポートを受けることができます。

出産直後で、家でゆっくりとケアを受けたい方におすすめ

- * 産後の体調チェック
- * お母さんの休息のサポート
- * 乳房ケアやマッサージ
- * 体重測定、発育発達の確認
- * 沐浴や授乳など赤ちゃんのお世話
- * 育児方法の相談や指導
- * 子育て情報の提供 など

お一人お一人の不安や悩みに
応じて、希望のプランで、
希望のケアを提供します。



利用料金・利用回数



サービス	利用料(自己負担額)		利用回(日)数 上限
	市民税課税世帯	市民税非課税世帯 生活保護世帯	
宿泊型	2,000 円/日 1泊2日 4,000 円～	無料	通算7日まで
通所型	300円/時間	無料	合算して4回まで
訪問型	500円/時間	無料	



ご利用の流れ



利用についての相談は、
妊娠中から可能です。



オンライン申請フォーム

① 利用の相談・申請

利用を希望される場合は、朝来市子育て支援課に事前にご相談いただくか、直接、申請書を提出してください。

② 市と実施機関との調整

市から利用希望の実施機関へ連絡をとり、予約を取ります。

実施機関によっては、先に予約をとってから、市へ申請となります。詳細については、別紙一覧をご参照ください。

③ 利用の決定・実施機関への依頼

市から利用者へ「産後ケア事業利用承認通知書」をお送りします。
実施機関へは「産後ケア事業利用依頼書」をお送りします。
(必要に応じて)利用者は実施機関との連絡をとり、実施内容、準備するものなどについての確認を行います。

④ 産後ケアの利用

実施機関や自宅等において、ケアやサービスを受けます。
※実施機関によっては、「産後ケア事業利用承認通知書」の提示が必要な場合があります。

⑤ 利用料金の支払い・アンケート

利用終了後、利用料金を直接、実施機関へお支払いください。利用後のアンケートにお答えください。

◆利用にあたっての注意事項◆

- * 施設の状況によっては、ご希望された日時やサービス内容にそえない場合があります。
- * 利用料金以外で、ケアに必要なものの購入などで実費がかかる場合があります。
- * 利用の変更や中止をする場合は、早めに実施機関へ連絡をしてください。**キャンセル料が発生する場合があります。**詳しくは実施機関にお尋ねください。
- * 今後の子育て支援のために、実施機関と子育て支援課で、利用時の状況などについて情報共有、連携を行ってまいりますことをご了承ください。プライバシーの保護には十分留意します。

お問い合わせ
お申し込み

朝来市子育て支援課 こども健やか係 ☎ 079-666-8103
〒669-5267 朝来市和田山町法興寺 378 番地1 (朝来市保健センター)